

令和6年度
定期使用

スポーツ施設使用申込



団体やグループで
お申し込みください

学校開放(前期) ● 期間 5/1(水)～10/31(木)

- 開放施設** 市立学校16校の体育館・グラウンド
対象 市内に在住・通勤・通学する方が10人(浜益区は5人)以上で構成する団体
 ※責任者として成人を1人以上含むこと
申込方法 スポーツ健康課(りんくる3階)、厚田・浜益生涯学習課、B&G海洋センターにある申請書を右記へ提出
 ※不定期使用の場合は直接学校に申し込み
問合せ スポーツ健康課 ☎72・6123
注意事項 ○申請が重複した場合は調整します
 ○同一団体による使用は週2回以内 ※1回につき1枚の申請書を提出
 ○使用料は前納です
 ○学校の都合などにより開放を中止する場合があります

申込先

施設	提出先	申込期限
厚田学園	厚田生涯学習課 ☎78・2250	使用日の 7日前
浜益 小・中学校	浜益生涯学習課 ☎79・2114	
そのほかの 小・中学校	(公財)石狩市体育協会 ☎64・1220	3/20(水・祝) ※必着

小・中学校の開放日程(厚田・浜益区除く)

施設	曜日	時間	施設	曜日	時間
体育館 小学校	月～金曜	18時30分～21時	グラウンド 小学校	月～土曜	5時～7時30分
	土曜	14時～21時		日曜	5時～19時
	日曜	9時～21時		中学校	毎日
中学校	毎日	19時～21時			
使用料(1時間)	700円		使用料(1時間)	300円	
使用できない日					
日曜	花川小、生振小、石狩八幡小、石狩中、樽川中、花川南中	水曜	南線小、紅南小、緑苑台小、花川中、花川北中	金曜	花川南小
月曜	双葉小				

厚田・浜益区の小・中学校の開放時間(月～金曜)

施設	時間	使用料(1時間)
厚田学園 体育館	19時～21時	500円
	グラウンド	5時～7時30分 300円
浜益小・中学校 体育館	小学校 18時30分～21時	500円
	中学校 19時～21時	
グラウンド	5時～7時30分 300円	

都市公園施設 ● 期間 4/29(月・祝)～11/3(日・祝) ● 時間 5時～17時 6月～8月末は19時まで。一部早朝使用時間の制限あり

- 申込方法** ①定期使用および各種大会などの事前申込は、都市整備課(市役所2階)、花川北・花川南・八幡コミセン、B&G海洋センターにある申込用紙(市HPからも入手可)を記入し、**3/11(月)**までに都市整備課へ提出
 ②不定期使用は4/22(月)から下記の各事務所に直接、または市HPの「公共施設予約サービス」で申し込み。
 野球場・陸上競技場は原則使用日の30日前から、テニスコートは7日前から受け付けています
 ③紅葉山公園野球場は改修工事(バックネットなど)を行うため、9月下旬以降利用できません

問合せ 都市整備課 ☎72・3671

注意事項 テニスコートの使用は各団体週1回とします。土曜・日曜の定期使用は不可(大会除く)

施設	申込・問合せ
若葉公園テニスコート(砂入り人工芝1面) 紅葉山公園テニスコート(砂入り人工芝1面・クレー3面) 紅葉山公園野球場 紅葉山公園野球場	紅葉山公園管理事務所 (花川北2・3) ☎74・7417 ※当日受け付けは緑苑台パークゴルフ場 (緑苑台中央3) ☎72・5610
花川南公園テニスコート(砂入り人工芝2面) 花川南公園野球場 樽川公園テニスコート(ハード4面) 樽川公園野球場	花川南公園管理事務所 (花川南6・5) ☎73・6917
青葉公園テニスコート(ハード4面・クレー4面) 青葉公園野球場 青葉公園陸上競技場 ヤウスバ運動公園野球場	青葉公園管理事務所 (新港南3) ☎64・0555

使用料(1時間)	
野球場	青葉・紅葉山・花川南・樽川公園 2,000円
	若葉公園 1,000円
	ヤウスバ運動公園 無料
テニスコート	200円(1面) ※青葉公園ハードコートは無料
陸上競技場	3,000円



スポーツ 安全保険

スポーツや文化、奉仕などを行う団体が安心して活動できるようにつくられた補償制度で、4人以上のアマチュア団体が加入できます。年齢や活動内容によって掛け金が定められています。

対象となる事故 グループ活動中や、そのための往復移動中の事故

保険期間 4/1～翌年3/31

申込・問合せ (公財)スポーツ安全協会 北海道支部 ☎011・820・1709

※4/1以降に手続きした場合は、加入手続き日の翌日0時から保険適用となります



申込

高齢者や障がいのある方の外出支援・健康増進を図るため

福祉利用割引券などを交付します

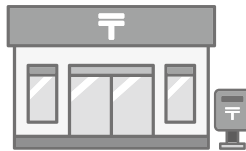
市が指定する交通機関や施設で料金が割引になる①福祉利用割引券、またはタクシーの基本料金を助成する②高齢・障がい者等タクシー利用券を交付します。

各種手帳をお持ちの方には③障がい者福祉タクシー利用券を交付します。

対象者には3月下旬に次のものを送付します。

- ①②申請書類、昨年と同じ券
- ③タクシー券または申請書類

4月中は郵便局で
バス券などへ
交換できます!

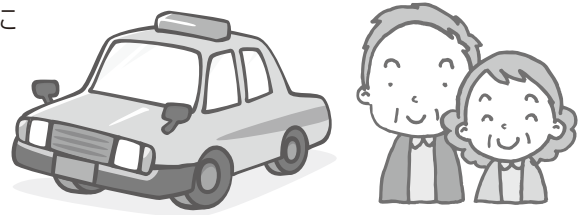


日時	交付・交換場所	バス券交換※
4/1(月)~30(火) 平日9時~17時	石狩南高校前郵便局(花川南8・5)	○
	石狩花川南八条郵便局(花川南8・3)	○
	石狩花川南五条郵便局(花川南5・2)	○
	石狩花川南一条郵便局(花川南1・2)	○
	石狩花川北二条郵便局(花川北2・5)	○
	石狩郵便局(花川北3・2)	○
	石狩市役所前郵便局(花川北7・1)	○
	石狩親船郵便局(親船町60・9)	○
	石狩北郵便局(八幡2・332)	○
	石狩高岡郵便局(八幡町高岡251・5)	○
4/1(月)~30(火) 平日8時45分~17時15分	厚田保健センター(厚田45・5)	×
	浜益支所(浜益2・3)	×

※①②のみ

①福祉利用割引券 または ②高齢・障がい者等タクシー利用券

- 対 象** 市内に6カ月以上継続して住民登録をし、在宅で70歳以上の方
または次のいずれかの手帳をお持ちの方
●身体障害者手帳(1級・2級) ●療育手帳(A判定) ●精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)
※特別養護老人ホームに入所または病院に長期入院中の方は申請できません。退所・退院後に申請してください
- 持 ち 物** 申請書類、本人確認書類(免許証、保険証など)
※バス券に交換する方は、未使用の福祉利用割引券または高齢・障がい者等タクシー利用券も
- 利用できるところ** ①ガソリンスタンド、コミセン、温泉、パークゴルフ場、市民プール、文化協会鑑賞事業など
②タクシー ※バスの利用はバス券に交換が必要
- そ の ほ か** 上記の表に記載の日時で、バス券や別の券種に交換ができます ※厚田・浜益区除く
- 問 合 せ** 高齢者支援課 ☎72・7014
障がい福祉課 ☎72・3194
厚田支所市民福祉課 ☎78・1033
浜益支所市民福祉課 ☎79・2112



③障がい者福祉タクシー利用券 ②の高齢・障がい者等タクシー利用券とは異なります

重度障がいのため、公共交通機関の利用が困難な方へ、タクシーの基本料金を助成します。

- 対 象** 市内に6カ月以上継続して住民登録をし、次のいずれかの手帳をお持ちの方
●身体障害者手帳(1級・2級の視覚・下肢・体幹、心臓や腎臓などの内部障がい)
●療育手帳(A判定)
●精神障害者保健福祉手帳(1級)
- 持 ち 物** 申請書類、本人確認書類(免許証、保険証など)、上記の手帳
- 問 合 せ** 障がい福祉課 ☎72・3194
厚田支所市民福祉課 ☎78・1033
浜益支所市民福祉課 ☎79・2112

